

制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び室蘭市契約に関する規則（平成12年規則第21号）第11条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和2年9月23日

室蘭市長 青山 剛

記

1. 入札に付する工事の内容

- (1) 入札番号 No. 1  
 (2) 工事名 室蘭港築地地区西3号埠頭基部岸壁(-4.5m)上部工補修工事  
 (3) 工事場所 室蘭市築地町  
 (4) 工期 着手の日より130日間  
 (5) 工事概要
- |         |    |      |    |
|---------|----|------|----|
| ・上部工    | 1式 | ・付属工 | 1式 |
| ・土工     | 1式 | ・舗装工 | 1式 |
| ・構造物撤去工 | 1式 | ・仮設工 | 1式 |

2. 入札に参加する者に必要な要件

入札参加希望者は、次のすべての要件を満たす特別共同企業体であること。

(1) 構成員の要件

- ① 2019～2022年度室蘭市競争入札参加資格者名簿に工種「一般土木工事」で登録がある者  
 ② ①の工種における等級格付けが「A」ランクまたは「B」ランクである者で、構成員数は2社とする。ただし、代表者は建設業法第17条に規定する特定建設業者の資格を有する「A」ランク業者とする。  
 ③ 室蘭市内に本店を有している者  
 ④ 代表者は、過去10年間に、元請として次に掲げる工事内容の施工実績（共同企業体による施工を含む。）を有し、かつ、元請として次に掲げる工事内容の経験（共同企業体による施工の経験を含む。）を有する主任技術者又は監理技術者を配置できる者  
 ・**公共工事の一般土木工事**  
 ⑤ 代表者は、この工事に対応する建設業の許可業種について、許可を受けてからの営業年数が4年以上経過していること  
 ⑥ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること  
 ⑦ 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、室蘭市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと  
 ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全である者でないこと（更生手続又は再生手続の開始決定後、室蘭市から再認定を受けている者を除く。）  
 ⑨ 建設業法第26条に規定する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者（申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係があること）。ただし、出資金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）に満たない構成員があるときは、当該構成員は、他の構成員のいずれかが監理技術者又は主任技術者を専任で配置する場合に限り、主任技術者を兼任で配置することができる。なお、当該工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となる場合は、構成員のいずれかが監理技術者を、その他の構成員が主任技術者を、それぞれ配置すること。  
 ⑩ 代表者は、現場代理人（主任技術者又は監理技術者と兼務可）を工事現場に専任で配置できる者（ただし、室蘭市建設工事に係る現場代理人の常駐義務緩和措置取扱要領の規定に該当する場合には、兼任することができる。）  
 ※(1)④⑤⑩は、構成員のうち少なくとも代表者が満たさなければならない要件です。  
 ⑪ 入札に参加しようとする者の間に次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者同士が同一の共同企業体の代表者又は構成員である場合を除く。）  
 (a) 資本関係  
 次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更

生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

- ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- (b) 人的関係
  - 次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。
  - ア 一方の会社の取締役等が、他方の会社の取締役等を兼ねている場合
  - イ 一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合
- (c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
  - 上記(a)又は(b)と同視しうる特定関係があると認められる場合

(2) 構成員の出資比率

最低出資比率は、30%以上とする。

- (3) 一の企業が2以上の特別共同企業体の構成員となることはできない。

3. 入札の参加申請

(1) 申請書等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加申請書（第5号様式 J V用）に、次の書類を添付して提出すること。

- ① 特別共同企業体協定書（第6号様式 J V用）
- ② 類似工事施工実績調書（第3号様式）  
※コリンズ、契約書の写し等を添付すること（室蘭市発注工事の場合は省略可）。
- ③ 配置予定技術者調書（第7号様式 J V用）  
※コリンズ等配置予定技術者の同種工事実績がわかる書類を添付すること（室蘭市発注工事で技術者として従事していた工事の場合は省略可）。
- ④ 委任状（第8号様式 J V用）
- ⑤ 入札参加申請書受理票用紙（第9号様式 J V用）
- (2) 提出期間 令和2年9月24日 から 令和2年10月14日まで  
(ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時15分まで。)
- (3) 提出場所 総務部総務課契約検査係  
(室蘭市役所本庁舎4階、電話0143-25-2125)
- (4) 提出方法 持参すること。（郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。）
- (5) 入札参加資格の確認  
申請書等を受理した者のうち、入札参加資格のない者には、その理由を記載した文書により通知する。
- (6) 提出書類様式の入手方法  
(3)の提出場所において無償で配布するほか、次のアドレスの室蘭市役所ホームページにおいて、ダウンロードできる。  
<http://www.city.muroran.lg.jp/main/org2420/koukokuyoushiki.html>
- (7) その他
  - ① 申請書及び資料等の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。
  - ② 提出された申請書及び資料は返却しない。

4. 入札保証金及び契約保証金の有無

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

5. 図面、仕様書等の閲覧等

図面、仕様書等の閲覧は、次の期間、場所で行う。

なお、申請者は、入札参加申請の用に供する場合に限り、仕様書等の貸与を受けることができる。

- (1) 閲覧期間 令和2年9月24日 から 令和2年10月18日 まで  
(ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時15分まで)
- (2) 閲覧方法 室蘭市役所ホームページの設計図書のパージにおいて、閲覧できる。  
ただし、例外としてファイルデータ容量が大きい場合など、ホームページに掲載できないものについては、下記の場所にてCDの貸与による閲覧とする。

総務部総務課契約検査係

(室蘭市役所本庁舎4階、電話0143-25-2125)

なお、CDの貸与による場合の閲覧期間については、(1)の閲覧期間のうち、土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時15分までとする。

6. 図面、仕様書等に関する質問の受付

図面、仕様書等に関する質問がある場合は、質問書を各発注担当課（**港湾部総務課**）へ提出すること。回答は、急を要する場合を除き、原則として書面にて質問者へ通知する。

7. 入札執行の日時及び場所

(1) 入札執行日時 令和2年10月19日(月) 午前10時00分

(2) 入札執行場所 室蘭市清掃事業所2階旧環境課執務室

(3) 入札方法

① 入札書は持参すること。（郵送又はファクシミリによる入札は認めない。）

② 申請書受理票（市受付印押印済）又はその写しを入札開始前に提出すること。

③ 入札回数は、2回までとする。

④ 1回目の入札において最低制限価格以上の価格の入札がない場合であっても、2回目の入札を行う。

⑤ 2回目の入札において予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、最低制限価格以上の価格で入札した者のうち最低価格を入札した者と随意契約の交渉を行う。ただし、最低制限価格以上の入札がない場合は、当該入札を不調とする。

8. 予定価格 事後公表

9. 入札心得等

(1) 代理人が入札する場合は、委任状を提出すること。

(2) 入札書は、封筒に入れて提出すること。

(3) 入札参加者は、企業名及び氏名を記した名札を着用すること。

(4) 次に該当する入札は、無効とする。

① 資格のない者がした入札、又は委任状を持参しない代理人がした入札

② 記名押印のない入札書

③ 金額を訂正した入札書

④ 記載事項が不明確な入札書

⑤ 入札者（代理人）が同一件名に2つ以上の入札をしたとき。

⑥ 入札に関し不正、不穩当の行為があった者のした入札

⑦ 工事費内訳書を提出しない者のした入札又は工事費内訳書の提出に関する事務取扱要領の規定による無効となる内訳書を提出したとき。

⑧ その他、入札に関する条件に違反した場合

(5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は、これを切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10. 工事費内訳書の提出

(1) 工事費内訳書の提出に関する事務取扱要領により、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を各発注担当課が指定する様式で作成し、入札書とともに同封すること。

(2) 提出された工事費内訳書は、返却しない。

11. 支払条件

(1) 前金払 請求可能（請負代金額の10分の4以内）

（契約期間が複数年度にわたる場合は当該会計年度の出来高予定額）

(2) 中間前金払 前号の前金払を受けた場合に請求可能（請負代金額の10分の2以内）

（契約期間が複数年度にわたる場合は当該会計年度の出来高予定額）

(3) 部分払 工期が60日以上の場合に請求可能

（ただし、中間前金払と部分払との併用はできない。）

12. 火災保険等付保の要否 必要

13. 入札の中止等

(1) 入札までの間にやむを得ない事由のため、入札を延期又は中止することがある。

なお、中止となった場合でも、申請書等の作成費用は申請者の負担とする。

(2) 落札の日から7日以内に契約を締結しないときは、この落札を取り消す。

14. 最低制限価格の設定 設定する。

(最低制限価格を下回った場合は、当該入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。)

15. 分別解体等の実施の義務付け

この工事は、下記の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき分別解体等が義務付けられた工事であるため、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、特記仕様書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もった上で、入札を行うこと。

- ・ 建築物の解体工事で床面積の合計が80㎡以上
- ・ 建築物の新築・増築工事で床面積の合計500㎡以上
- ・ 建築物の修繕・模様替等（リフォーム等）で請負代金の額が1億円以上
- ・ 建築物以外の工作物の工事（土木工事等）請負代金の額500万円以上

16. 同日落札制限

(1) この工事は、同日落札制限の対象となる工事であるため、同一の入札参加者による連続受注を次のとおり制限する。

- ① 入札参加者が同日落札制限の対象である一方の工事の落札者となった場合は、当該同日落札制限の対象である他方の工事の入札参加資格を失うものとする。
- ② 特別共同企業体が同日落札制限の対象である一方の工事の落札者となった場合は、当該企業体のいずれの構成員も当該同日落札制限の対象である他方の工事の入札参加資格を失うものとする。

(2) 同日落札制限の対象となる工事の入札の執行は、次のとおりとする。

- ① 当該入札における開札は、原則として予定価格の大きいものから1件ごとに順に行うものとする。

(3) 同日落札制限の対象となる工事の件名等を記載した「室蘭市建設工事入札公告状況一覧」は5. 図面、仕様書等の閲覧等に示した場所で閲覧できるほか、次のアドレスの室蘭市役所ホームページでも閲覧できる。また、当該制限の対象となる工事の件数等の情報については入札当日まで随時更新される可能性があることに留意すること。

<http://www.city.muroran.lg.jp/main/org2420/toshi.html>